

新しい政治様式の下での危うい法治主義，民主主義

____ 新型コロナ感染対策，日本学術会議会員任命拒否に見る ____
内閣総理大臣および内閣官邸権力の暴走

白藤 博行

専修大学法学部の白藤です。雪の中から皆さまにお話をさせていただきます。私は八ヶ岳の麓に住んでいます。オンラインの画面の背景は，今年の私の自宅まわりの雪景色です。今はまだこんな景色というわけじゃないんだけども，もう少しでこういう状態になるかと思います。そんな八ヶ岳からのご報告です。



はじめに

今日の主題は，「新しい政治様式の下での危うい法治主義，民主主義」，副題は，「新型コロナ感染対策，日本学術会議会員任命拒否に見る内閣総理大臣および内閣官邸権力の暴走」です。

今朝も，新型コロナ感染症対策に関わって，新型コロナの感染症対策分科会の尾身会長が，専門家の立場から，Go Toトラベルなどをはじめとした，Go Toイベントをいったんやめてくださいというようなことを進言しておりました。これに対して，内閣総

理大臣・菅義偉さんなんかは、まだ今は、まったく考えていないということのようです。北海道、大阪が、既に“Go to X”を制限しているんだけど、東京を制限しないということの意味が、私にはまったく分かりません。皆さんは理解できるでしょうか。

今日の話は、そういう実際のコロナの対策の是非を論じるわけではなくて、新型コロナ対策とか、あるいは日本学術会議の会員任命拒否だとか、あるいは今日はお話できる時間がないんですが、沖縄の辺野古の米軍新基地建設をめぐる国と沖縄県との争訟だとか、一連の問題に関わる内閣総理大臣の権限行使と法治主義の法的問題を論じてみたいと思います。内閣総理大臣だけではないんだけど、官邸は一体何を考えて、誰が政治を動かしているんだろうか。果たしてそれは法的な観点から見たら、まっとうな状態になっているんだろうかというお話をしたいと思っています。

それは内閣総理大臣の「お願い」から始まった！

まだ記憶に新しいと思うんだけど、2020年2月末に、内閣総理大臣・安倍晋三さんが、3月2日から春休みまで、小中高は休んでくださいというふうに言いました。以下の通りです(太字は筆者)。

第15回新型コロナウイルス感染症対策本部(2020年1月30日閣議設置)における総理発言 (官邸HP)

「一昨日、決定した対策の基本方針でお示ししたとおり、感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じるべきと考えております。北海道では、明日から道内全ての公立小・中学校が休校に、また、千葉県市川市でも、市内全ての公立学校が休校に入ります。このように、各地域において、子どもたちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、ここ1、2週間が極めて重要な時期であります。このため、政府といたしましては、何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請します。なお、入試や卒業式などを終えていない学校もあろうかと思しますので、これらを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりするなど、万全の対応をとっていただくよう、お願いします。

また、行政機関や民間企業等におかれては、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整

えていただくとともに、子どもを持つ保護者の方々への配慮をお願いします。こうした措置に伴って生じる様々な課題に対しては、政府として責任をもって対応してまいります。さらに、スポーツジム等特定の場所において感染の拡大がみられる事例もあったことから、こうした場所等における感染リスクを下げるためには、どのような対応が必要なのか、専門家の意見も聞きながら、至急、対策を取りまとめてください。

最後に、今後、新型コロナウイルス感染症の国内における更なる感染拡大も懸念されます。そのため、既存の各種対策の実効性を更に高めるとともに、感染拡大を抑制し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、必要となる法案について、早急に準備してください。」

当時、クルーズ船のコロナ感染問題があつて、日本も大騒ぎになりました。あれよ、あれよという間に、志村けんさんが亡くなったり、私がファンだった岡江久美子さんが亡くなったり、これまでの経験ではとうてい予想できない事態が進行しました。

そんな事態の中での安倍首相の発言でした。「ここ1～2週間が極めて重要な時期だ」。「政府としては何よりも子どもたちの健康安全を考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請します」とつぶやきました。ここでは、「要請」という言葉を使っているんだけど、そのあとはとにかく感染防止のためにいろいろお願いしますということでした。入試とか卒業式などもあるでしょうが、とにかくお願いしますということです。

内閣総理大臣のこの発言は、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部という会議でのものです。この会議というのは、「新型コロナウイルス感染症対策本部」という名前前はついていますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、単に「特措法」ともいう。）に基づく行政組織ではありません。それにもかかわらず、この内閣総理大臣の「お願い」を受けて、文部科学大臣が、文部科学事務次官通知でその内容を指示することになります。文部科学省の事務次官といたら、たいへん偉い方で、事務方で一番偉い人ですよ。この事務次官から、各地方公共団体に「通知」が出されて、内閣総理大臣による一斉休校の「指示」がなされる事態になります。表現は、「お願い」ですが、これがあたかも強制力を持つかのように作用します。

もちろん内閣総理大臣の発言ですから、大事な内容で意味あることなんでしょうが、法的には、ただの「お願い」です。内閣総理大臣が、ある会議体でお話をして、「お願

い」を述べたということにつきます。ところが、それを付度して、文部科学大臣が動き、文科事務次官が通知を出したから、さあ大変です。内閣総理大臣の新型コロナ対策に関する「指示」があつて、都道府県に通知を出しました。それ、小・中・高等学校を休校にしなくっちゃ、と現場の校長先生や一般の先生方も、成績評価はどうしたらいいんだらうかなど、さぞや大変だったでしょう。卒業生にとっては、せっかくの卒業式もできない悲しい事態にもなりました。大騒ぎになっちゃいましたよね。

だけど、このことをちょっと冷静になって、法的な視点から考えてみると、ちょっと待てよというふうに思うんですね。それはなぜかというと、内閣総理大臣が「お願い」のつぶやきをした。これは、「インフォーマルな」あるいは「非公式な」発言であつたにもかかわらず、いかにも内閣総理大臣の「指揮監督」であるかのような外見を呈することになります。文科大臣は、これを内閣総理大臣が文科省に対して行ったところの、つまり行政各部に対する「指揮監督」(内閣法第6条「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」)というふうに受け取って動いたんでしょうね。

さて、この内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権の問題はなかなか難しい問題です。私には、内閣総理大臣の「お願い」発言は、「閣議にかけて決定した方針に基いて」なされているわけでもないので、内閣法第6条に基づく文科省・文科大臣への指揮監督にはみえません。ところが、憲法学や行政法学の学説の中には、内閣総理大臣の指揮監督権の行使は、「閣議にかけて決定した方針」に基づく場合だけではなくて、国の重大な政策事項等については、かならずしも内閣法第6条がいうところの閣議決定に基づかなくても指揮監督が可能であるとか、あるいは「閣議決定」といってもその事件ごとに個別具体的閣議決定が必要であるわけではなく、一般的抽象的な内容の閣議決定が事前になされておりさえすれば、内閣総理大臣は、いつだって臨機応変にそれに基づく「指揮監督」が可能であるという見解があるようです。でもね、それだと、「閣議にかけて決定した方針」に基づくことで、内閣総理大臣の指揮監督権の行使をコントロールする内閣法の趣旨が十分に発揮できないようにみえますよね。

「でもね」と私が考えてしまう理由は以下のようです。行政法学的に言えば、内閣総理大臣の「つぶやき」問題の核心は、特措法に基づいて内閣総理大臣や各省がいったいどのような個別具体の感染症対策を取れるのかという問題です。ところが内閣総理大臣の安倍さんが、全国一斉休校をお願いね、とつぶやいたのは、「新型コロナウイルス感染症対策本部」という会議体です。この本部は、閣議決定で設置されただけであ

って、つまり内閣が勝手に定めて対策本部を設置して、そこでお話をただけであって、新型コロナウイルス感染症対策のための特措法に根拠があるものではありません。それにもかかわらず、その内閣総理大臣のつぶやきが全国の隅々の市町村の小・中学校まで休校にしてしまうという「法的効果」を持ってしまったわけです。いったいこれはどういう意味なんだろうかとというのが私の関心事です。

新型インフルエンザ感染症等特別措置法の仕組み

そこで、特措法という法律がいったいどのような法律かについて少しみてみます。新型コロナウイルス感染症という感染症対策なのに、毎日のようにテレビに出てくるのは経済財政政策担当大臣（通称：経済再生担当大臣）の西村康稔さんです。そもそも特措法は、内閣官房の所管の法律なのですが、西村さんは内閣府特命担当大臣として、新型コロナ対策を担当しています。感染症対策だけなら、厚生労働大臣が所管の感染症法がありますから、本来、厚労大臣が中心になって活躍すべきところです。なぜでしょうか。その理由は以下の通りです。

特措法第1条は、「この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を目的としています。

つまり、この法律は、感染症法その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、新型インフルエンザ等の発生時における「国民の生命及び健康」の保護と、「国民生活及び国民経済に及ぼす影響」を最小化することを目的としているのです。

端的に言えば、国民の生命・健康を守るのも大事だけれども、経済の維持・再生も大事だ、これを両立させるための法律ということです。

したがって、この特措法は、結構複雑な仕組みになります。新型コロナウイルス感染症対策としては、逸早く感染症法を改正して、政令でもって新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」と定め、感染症法の対象にする措置をとることができるようにしました。さらに、新型コロナウイルス感染症を特措法の対象とするために、特措法の附則第1条の2を付加して、特措法の対象となる感染症ですよということにもしました。こちらの改正は、2020年3月13日になって実現しました。ただ、特措法の附則改正という形式で、特措法の対象である「新型インフルエンザ感染症」とみなすだけなんです。この辺のやり方も、緊急事態の法改正ということでやむをえない措置ということもできますが、新型コロナウイルス感染症という感染症を、特措法の本則できちんと受け止めて対応するという姿勢は、はじめからなかったように思います。感染症も政令改正によるとか、特措法も附則改正によるとか、このような法改正にあり方についても、少し振り返って検証する余地がありそうです。

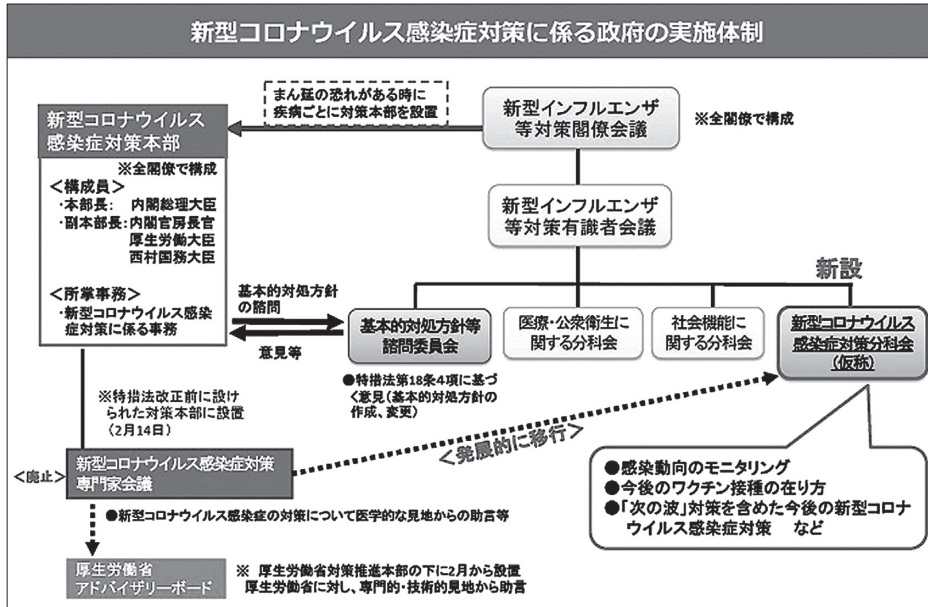
特措法における内閣総理大臣の権限

さて、特措法では、内閣総理大臣の権限が大変重要になります。なかでも、「基本的対処方針」(第18条)の作成と「緊急事態宣言」(第32条)の発出がとても大事になります。なぜ大事かという、内閣総理大臣が、特措法によって設置された新型コロナウイルス感染症対策本部(以下、「政府対策本部」)の本部長になってあれこれの対策を講じていくことになるんですが、すべてこの基本的対処方針に基づいてやらなきゃいけないことになっているからです。

皆さんもまだ覚えているでしょう。2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されて、最初は期間を5月6日までとしていたんだけど、結局、5月25日まで延長しました。それだけ予想よりも事態は深刻だったということがわかるわけです。緊急事態宣言が出されると、内閣総理大臣は、政府対策本部長として、都道府県対策本部長である都道府県知事に対してあれこれの指示ができたり、いろんな協力要請ができたり、いっぱいいろんな権限を行使できます。ですから特措法は、とても大事なことを規定しているんだよということをまずは頭に入れておいてほしいと思います。

ただ、特措法における内閣総理大臣の権限は大きくとても重要ですが、実際には、

政府対策本部の組織は、以下の図のような「新型コロナウイルス対策に係る政府の実施体制」(2020年6月30日 国会野党共同会派新型コロナウイルス合同対策本部会議 政府資料)で動いています。よくテレビにも登場する尾身茂さんは、このうちの「新型コロナウイルス感染症対策分科会」というところの会長さんです(当時)。



さて、このような実施体制のもとで基本的対処方針が作成され、2020年4月7日には緊急事態宣言が発出されたわけですが、この宣言発出の前には、すでにいろいろな事実上の「準備」がなされていました。たとえば、2020年2月1日に、厚生労働省の医政局地域医療計画課や結核感染症課というところから、各都道府県の衛生主管部に向けて、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について、それぞれの県内の保健所を設置する市だとか特別区とも調整をして、医療体制の整備を行っていただくようお願いしますというような、以下の【資料1】の「事務連絡」文書が送られていました。

【資料1】

事務連絡
令和2年2月1日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

【略】

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- 疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- 状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4.も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

【以下略】

これは、よくある「事務連絡」なのですが、中央省庁のひとつである厚生労働省の当該担当課から、都道府県の関係部署に対してこういうふうにお問い合わせ文書が出されているわけです。しかも、この日付を見てください。2020年2月1日ということは、特措法が制定されたのが3月13日ということですから、特措法に基づく政府対策本部はまだ設置されていない時期です。まだ政府対策本部が設置されていない状態で、何かよく分からないけれども、担当課と思しきところが「事務連絡」をして、「お願いしますね」と言って、これに全国の都道府県が従って措置を講じているというわけです。私にとっては法的根拠不明の「事務連絡」で、すべてが動いているようにしか見えません。

そして、正式に緊急事態宣言が出された後も、事務方が勝手に動いているんじゃないのという状況が垣間見られます。たとえば、「特定定額給付金」の給付で大騒ぎがありました。みんなが平等に特定定額給付金をもらえるぞ、10万円もらえるぞ、ということで、あれこれと手続が行われました。政府はオンライン申請を勧めていたところ、オンライン申請のほうが遅いというようなとんでもない混乱も起こりました。この特定定額給付金の事業を実施するにあたって、総務大臣の名前で以下のような通知が出されたんですが、その通知では、いかにも特別定額給付金は市区町村の実施する給付事業ですと決めて、その給付金相当額は国が全額補助金で賄うと決めているようにみえます。

**【資料2】総務大臣から都道県知事および政令指定都市宛の
「特定定額給付金（仮称）事業の実施について」（2020年4月20日）**

総行政第67号
令和2年4月20日

各都道府県知事 各指定都市市長 殿

総務大臣

特別定額給付金（仮称）事業の実施について

本日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになり、総務省に特別定額給付金実施本部を設置いたしました。

この事業の概要は下記のとおりであり、市区町村の実施する給付事業を対象とし、国が補助金（補助率10/10）を交付するという方式としているところであり、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、早急に検討を進めているところですが、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡素な仕組みにより実施できるように努めますので、全国全ての人々に可能な限り迅速かつ確実に給付金をお届けできるよう、早急に各市区町村における住民基本台帳に係るシステム改修等の事前準備に着手していただくとともに、各市区町村の令和2年度補正予算の早期成立に御尽力いただくようお願い申し上げます。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

【略】

2 事業の実施主体と経費負担

- 実施主体は市区町村
- 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

3 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

4 給付額 給付対象者1人につき10万円

5 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

6 感染拡大防止の観点からの給付金の申請と給付の方法

- 市区町村は、受給権者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送。
- 申請方法は、

①申請書類の郵送

②国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請を基本とし、広報によりその旨を周知。なお、やむを得ず窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策を徹底。

- 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みとする。

7 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な給付開始を目指すものとする）

8 その他

(1) 上記6の①の申請書類の作成に必要な住民基本台帳に係るシステム改修の事前準備については、特に御留意をお願いする。

(2) 上記に伴い、「生活支援臨時給付金（仮称）事業の実施について」（令和2年4月9日総行政第55号総務大臣通知）は、廃止する。

これは、ほんとは地方自治法の「国の関与」というちょっと難しい話に関わる問題なんだけれども、特別定額給付金事業というのは、市区町村をその実施主体とすると、それは市区町村が「自治事務」としてやることになります。何でこの自治事務に総務

大臣がこんな通知を出しているのという問題です。地方自治法の規定によれば、総務大臣がこのような形をお願いしていることそのものが、国の関与の問題なんですが、はたしてこのような内容の関与が可能かの問題があります。このような中央省庁の「事務連絡」文書は頻発されますが、今日は、この問題は省略します。

緊急事態宣言下の新型コロナ対策の実際

内閣総理大臣は、特措法に基づき新型コロナ感染症対策について大きな権限を与えられております。それは授權規定であるとともに、内閣総理大臣の権限行使をコントロールするものです。緊急事態宣言の発出もしかりです。全国の都道府県や市町村にコロナ感染症対策をさせようとするれば、もちろん緊急事態宣言を出して、やや強制的に見えるような措置をとることも大事なんだけれども、何より大事なのは、さきほど見たように、全ての措置が基本的対処方針に従って、この方針に基づいて具体的な対策をとらなければならないということです。なぜなら、コロナ対策の中には、私たちの基本的人権や権利自由の侵害に関わる事柄がたくさんあるからです。

この基本的対処方針は、緊急事態宣言が発出されたあと、5月3日と5月25日に変更されています。コロナ感染症の感染まん延状況に応じて基本的対処方針というのは、随時変えなきゃいけないから当然のことです。しかし、5月25日に緊急事態宣言が解除されて、もう大丈夫かなと思ったらとても大丈夫じゃなくて、コロナ第2波というのが6月頃に起こりました。第2波というのは、当然第1波とは様子も違うし、感染の状況も違うし、患者の出方も違うから、新たな状況が生まれているはずですね。そうしたらほんとは第2波に向けて基本的対処方針を変更しなきゃいけなかったはずなんだけれども、政府対策本部は、5月25日以降、基本的対処方針に全く手を付けていません。つまり、基本的対処方針を変更しないままコロナ感染症対策を取っているという状況が続いているわけです。それでいいわけがありません。だから、実は、基本的対処方針に基づくコロナ感染症対策行政をやっているということも、言えなくなってしまうわけです。基本的対処方針に基づいて、内閣総理大臣が総合調整をするように、いろいろ措置するように特措法はなっているだけだけれども、これが実現されていないのです。基本的対処方針に基づく行政が行われていないということは、特措法という法律に基づく行政が行われていないということを意味します。

したがって、ここでは逐一お話しできませんが、全体を眺めてみると、結局、内閣総

理大臣は、基本的対処方針を作成して、これに基づいて権限行使するという特措法の最低限の要求を満たしていないということになります。やっているのは誰かといえば、結局、基本的対処方針の変更もなしに、勝手にといえば勝手に、たとえば内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策推進室だとか、あるいはその室長だとかが、都道府県の知事を名宛人として、単なる「事務連絡」でもってコロナ対策を進めているということになります。法律に基づく行政どころか、単なる「事務連絡に基づく行政」といえるでしょう。

いままでのところを小括すると、菅内閣総理大臣は、「わが国は、法治国家だ」とよく言われるんだけど、実際にやっていることは、「事務連絡に基づく行政」しかやっていないんじゃないかということです。もっと言えば、新型コロナ感染症対策にかかる特措法だけじゃなくて、法律のレベルにおいても、通常法律ではなくて、特例という形での「特例法」を使って対処することも頻繁にみられます。緊急事態だったら仕方がないだろうというふうに思えば許せるかもしれませんが、特措法だ、特例法だというものの乱発というのは、本来の「法律による行政の原理」や、「法治国原理」から遠ざかる可能性があるんじゃないでしょうか。さらに言えば、法律じゃなくて政省令に基づいている行政ばかりをやっているんじゃないの？特措法の基本的対処方針に基づく権限行使すらまともにもやっていないということは、専ら行政規則や行政指導といった行政活動形式でやっているんじゃないの？あるいは、そこまでもいかない「事務連絡に基づく行政」で済ませているんじゃないの？という不信・不満・疑問が沸いてきます。

時間がないので先に行きますが、一言で言うと、新型コロナ対策で、内閣総理大臣はいったい何をやっているんだろうか。あくまでも法的に見てですよ。経済再生担当大臣の顔は見えても、内閣総理大臣の本来果たすべき法的任務を果たす姿が見えません。このことは、法治主義にかなったやり方でコロナ感染症対策をやっているのか、あるいは、憲法とか憲法の価値や理念を具体化する法律を実施しているというふうにいえる対応をしているのか。法治主義や法治国家が危うい状態になっているんじゃないかというのが私の疑問です。

ただ、特筆すべきは、今回、都道府県知事の中には、政府対策本部や内閣総理大臣がやるべきことをやってくれないから、自分で頑張って、法律に違反するとまで言われそうな対策を講じていることです。本当は「平時」だったら、「お前のやっていることは違法だ」と国の関与が入ってもおかしくないんだけど、こういう緊急時だから

目こぼししているのかはわかりません。法律を超えるようにみえる条例を定めたり、それどころか、条例も定めないで、知事の規則でコロナ対策を講じたりしているようにみえる知事たちの活動も見られます。もし、無事コロナを克服できる日がくれば、このような地方公共団体のコロナ対策行政を検証し、今後の地方自治に活かせたいいなと思います。楽しみな問題です。

日本学術会議会員任命問題

それでは次の課題に移ります。欲張ってもうひとつ、日本学術会議の会員任命拒否問題を取り上げるとレジюмеに書きちゃったものですから、お話をしたいと思います。日本学術会議というのは、今回の事件が起こるまで、あるいは事件が起こってからでも、知らないよ、という人が多かろうと思います。日本学術会議は、内閣府設置法という法律で、内閣府の外局として、しかも「特別の機関」として位置づけられているのです。そして、これを具体化するために日本学術会議法という法律で設置されているものです。当初は、会員を選挙していたこともあって、また、日本の学術に関する重要政策事項にかかる意思決定を任務としていたものだから、「学者の国会」といわれた時期もありました。今は、会員選挙という制度もないので、「学者の国会」とまで言われることはないでしょうが、今なお日本国のアカデミーとして大変重要な役割を担っていることは確かです。歴史を振り返ると、明治時代にも、「学術研究会議」という国内外の学術交流と研究の促進を目的とする会議体がありました。第2次世界大戦後も、その役割の重要性に鑑みて、新たに改組して存続させるということになっているわけです。

日本学術会議の存在意義・設立目的は、日本学術会議法の前文「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」を読めば、一目瞭然です。日本が第2次世界大戦を無謀にも引き起こし、学術もまたこの戦争に抗うことができなかった。このような戦争を二度と起こすまい、戦争に荷担しないという、強い反省と決意が、この「前文」に込められていると思います。

日本学術会議法の仕組み

この法律の仕組みをまず見ておきたいと思います。まず、日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄の下に置かれるというふうになっています。この「所轄」という用語は、どういう意味でしょうか。「統轄」、「統括」、「所管」というように、行政組織法の世界ではいろいろな組織法上の概念が使われます。「所轄」は、ある行政機関の設置場所を示す概念です。つまり、学術会議は、内閣総理大臣の下に設置しますよ、という程度の意味です。ですから、この「所轄」の概念から、内閣総理大臣が強い権限をもって学術会議を指揮監督するという意味を導き出すことはできません。逆に言うと、学術会議が、内閣総理大臣から一定の独立性を保障されていることがわかります。より具体的には、同法第3条で、学術会議は、独立して職務を行うことが明記されており、この学術会議の独立性は、今回の問題のキーワードです。

ただ、第4条で、政府は、科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分などについて諮問することができる」と書かれており、この限りで、いわゆる諮問機関であることは否定できません。しかし、むしろ大事なのは、第5条に明記された、政府に対する勧告権の保障です。つまり、日本学術会議は、政府から諮問されることがなくても、科学の振興だとか技術の発達に関する方策等々（第5条各号の事項を参照）に関して、自主的・自発的に政府に勧告することができるとなっていることが重要です。したがって、もし政府から諮問を受ければ、これに答えなきゃいけない仕事もあるでしょうが、これは諮問がなければ必要ありません。それより基本的には、政府から独立して、政府に対する勧告権まで有するところの機関としての役割が、学術会議の本来の役割でしょう。これは、先に述べたように内閣府設置法という法律で、「特別の機関」としての性格を持った機関としてそもそも位置づけられていることによります。

さて、今回問題になったのは、この日本学術会議法が定めた会員任命手続に違反した違法な会員任命が行われたことです。政府から独立した機関であって、固有の権限を与えられている。だから、それにふさわしい組織構成をとということで、同法第7条第2項は、「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」と定め、同法第17条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところによ

り、内閣総理大臣に推薦するものとする。」というように定めています。つまり、学術会議は、日本学術会議法によって、自らに与えられた任務と事務・権限を遂行するために、その会員については、形式的には内閣総理大臣が任命することになっているんだけど、基本的には、第7条と第17条に基づき、学術会議自身で「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから「会員の候補者を選考」し、「内閣総理大臣に推薦するものとする」となっています。学術会議には、候補者の「選考権」と内閣総理大臣への「推薦権」が明文で保障されているのです。

しかし、第7条をよくよく見ると、形式的には「内閣総理大臣が任命する」というようになっています。このことから内閣総理大臣が任命するのは当たり前じゃんというように考える人たちがいます。たしかに、日本学術会議が会員候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦もするんだけど、最終的には内閣総理大臣が任命すると書いてあるんだから、内閣総理大臣が任命するか、任命しないかの決定をする裁量権を有するんだと考えるわけです。この間、マスコミの報道などを観察していると、そういうふうに見える人たちが結構多いということが分かりました。

これに輪をかけるのが、学術会議に関するフェイクニュースです。たとえばフジサンケイグループの有名なニュースキャスターなんかが、学術会議の会員になったら退職してからも年金が年250万円もらえるらしいぞとか、それが死ぬまで続くんだぞとか、そのほかいろんな特権があるんだぞというようなデマを流して、それを信じる国民もずいぶん多かったというふうに聞いています。そもそも大手のテレビ局が、そういう者をメインのキャスターにする番組を作っているということが、私には信じられないんだけど、実に多くの人がそれに悪乗りして、Twitterを書いたり、SNSに投稿したり、一時、大騒ぎでしたよね。極め付きが、甘利何某という自民党の議員が、「学術会議は中国と結託して、中国の千人計画に協力している」とか、荒唐無稽のデマを言っている。ほんとにひどいもんです。

内閣総理大臣の会員任命権の趣旨

内閣総理大臣の任命について、私も2020年9月末まで会員だった経験があるので、誤解を解いておきたいと思います。1983年、日本学術会議法が改正されたんですが、その当時の中曽根康弘内閣総理大臣は、「政府が行うのは、形式的任命に過ぎない」と繰り返し答弁し、たとえば1983年11月24日の参院文教委員会では、丹羽兵助・総理府

総務長官は「形だけの推薦制であって、学会のほうから推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」と言明していました。この時の改正は、それまでの会員選挙制度の弊害を是正する目的で行われたものだったんですが、それをコ・オペレーション方式という会員の推薦に基づく選考方式に改正することが主眼でした。つまり、科学者全員で選挙するのではなくて、各学術分野における現役の学術会議会員と同連携会員が、それぞれ推薦をして候補者を挙げる。たとえば今回でいうと、およそ二千数百人の会員・連携会員が候補者を挙げ、学術会議の内規で決められた手続に基づいて、最終的に210人の会員の半数（3年ごとの半数改定）を選考し、これを第一部から第三部の各部会で承認したうえで、総会にかけ決定し、内閣総理大臣に推薦するという手続です。

実のところ、当時の法改正では、国会で大変な議論があったようです。そのようなこともあって、内閣総理大臣の中曽根康弘さんが、「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。従って実際は、各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為とお考えくだされば、学問の自由独立というのはあくまで保障されているものと考えています」というふうに明言せざるをえなかったという事情もあるようです。この間、内閣法制局が当時答弁用に準備していた文章とされるものも明らかになってきました。「日本学術会議は独立して職務を行う独立性の強い機関であり、総理府の所管大臣としての内閣総理大臣との関係は、所轄という用語で示されているように、所轄大臣との関係は薄い」というものです。いわゆる行政機関の配置としては、一応、内閣総理大臣の下に属するというを示しているものと考えられると明言しています。「従って特に法律に規定するものを除いて、内閣総理大臣は日本学術会議の職務に対して指揮監督権を持っていないと考える」というようなことが、当時の「想定問答集」と言われるものに書かれているわけです。

何で声を大にして今、こんなことを言わねばならないのかというのは、さっき言ったように、「日本学術会議法に基づいて任命権は内閣総理大臣にある。だから、任命するかしないかは内閣総理大臣が決めていいんだ」というようなことを、菅総理が突然言い出したからです。ただそうは言いながらも、菅さんは、そもそも自分は、学術会議から提出された名簿自体を見ていないとかも発言したり、そのほかいろいろな言い訳もしたりしています。報道によれば、杉田和博という首相補佐官が書いた、この6名を削れというメモまで出てきたみたいですね。学術会議からの推薦候補者のうち6

名を外して任命をした菅総理の任命行為の法的根拠、権限行使の根拠が問われる一大事となっています。ご本人は、前例踏襲をしないなどと言い訳しているようですが、そのような問題ではすみません。

しかし、なにより不思議なことは、菅総理が、「自分は6名を任命しなかったけれど、その根拠は、中曽根総理大臣の頃から、変わらない政府の考え方であり、解釈変更はない」というふうに言い続けていることです。でも、今見たように、内閣総理大臣であった中曽根総理は、改正日本学術会議法が制定される際に「形式的任命だよ」というふうにはっきりと言明し、その他の国務大臣も政府委員も、国会や文教委員会等で同じことを言明していることは事実です。これより明らかなものはないと思いませんか。週刊誌報道でも何でもなくて、国会の議事録にちゃんと残っているわけだから。なのに「私は日本学術会議法の解釈を変えていない、変更していない」と言うんだけれども、私には腑に落ちません。みなさんは、どのようにお考えでしょうか。

学者・研究者あるいはマスコミから、ずいぶん批判されたからでしょうか。菅総理は、何も変えていない、政府が解釈変更していないという根拠として、そもそも内閣総理大臣の学術会議の会員の任命権は、憲法第15条に基づいて行っている任命である、と言い出しました。つまり、憲法第15条第1項が、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と書かれていることをとりあげて、国民固有の権利として公務員を選定したり罷免したりすることができるのだから、内閣総理大臣は、この権利を行使できるのだということでしょうか。菅総理は、内閣総理大臣として、公務員を選定や罷免について、国会や国民に責任を持たなきゃいけない立場なんだ。だから、中曽根総理もそうだったように、自分は、憲法第15条第1項に基づいて、公務員を選定し、これを罷免する。このような公務員を選定権、罷免権を根拠にして、学術会議会員任命において6名を任命しなかったんだというわけです。

これは憲法の先生方にもお聞きしたいんだけど、こんな解釈はあり得るんでしょうか。憲法第15条第1項は、たしかに国民固有の権利として公務員を選定権、罷免権を保障しています。しかし、憲法は、第65条以下で、内閣＝行政権について書いており、これをもとにして内閣法という法律があり、今回は内閣府も関係してくるのですが、内閣府設置法という法律もあって、憲法第15条第1項の国民固有の権利は、さまざまな個別の法律によって具体化されているわけです。たとえば内閣法に基づいて内閣総理大臣の権限は規定され、内閣総理大臣がどのような任務を負い、どのように権限を行使するかが具体的に書かれているわけです。また、そのほかの個別の法律で

も、たとえば国家行政組織法や各省設置法でも、内閣総理大臣や各国务大臣の任務や権限が個別具体的に書かれているわけです。法の解釈の常道から言って、内閣総大臣が、憲法第15条第1項に基づいて、直接、その任命権を行使するなんてことは、学術会議の会員任命に限らずあるはずがないのです。

菅総理は、「自分は解釈変更をしていない」と言うけれども、日本学術会議法という法律の解釈は、何べんも言いますが、国会の議事録に残る形で、「このように解釈する。立法趣旨としてこういう趣旨だから、この法律を作らせてください」と内閣総理大臣が国会答弁し、「はい、それならいいでしょう」と国会が認めたわけです。国会で制定した法律の趣旨を、内閣そのものでないところの、内閣総理大臣の一存で変更しているわけがありません。もし内閣総理大臣が、日本学術会議法の規定の解釈を変更して、内閣総理大臣の任命権の意味を変更したいならば、正々堂々と閣議にかけて閣議決定し、国会に改正法案を提起し、決すべきです。それが、公務員の選定権および罷免権を保障された国民に対する内閣の責任であり、国民の代表機関である国会への責任というものです。

内閣総理大臣の権限拡大の傾向

この問題を少し敷衍して言うと、法律を制定するときに内閣が提出する法案は閣法というんですが、閣法の場合、内閣総理大臣が趣旨説明をしたり、個別の法案所管の国务大臣が趣旨説明をしたりするわけですよね。国会（実際には国会議員）が、その趣旨説明を納得してはじめて、法律を制定するわけですね。国会がそれを議論して可決して初めて法律になるわけです。その最初の法律の趣旨説明が、その後勝手に、たとえば内閣総理大臣であろうが勝手に解釈変更して、そのことが国会にも知らされず、国民にも知らされず、突然行政が行われるというような解釈変更がまかり通ることになれば、国会が法案を議論する意味がなくなりますよね。少なくとも私はそう思うんだけど、私は間違っていますかね。もしかすると、みなさんの中には、私のような議論を「うっせいわ」と思う人がいるかも知りませんが、日本学術会議の会員任命問題で、何か学者がぐちゃぐちゃやってるわ、と冷めた目で見ると、内閣あるいは内閣総理大臣と私たちの代表である国会との関係という大事な問題なんだというように、ぜひとも注視してほしいと思います。ことは、民主主義（民主政原理）と法治主義（法治国原理）にかかわる重要問題なのです。

もちろんこのような、内閣総理大臣がきわめて強い権限を有するようになったのは、制度的な問題もあります。いわゆる「政官関係」論や「政治主導」論と言われる問題で、内閣あるいは内閣総理大臣の権限拡大という大問題です。実は、20世紀末、わが国では大規模な行政改革・行政組織改革が行われました。1998年に出された行政改革会議最終答申に基づいて、内閣機能の強化と中央省庁再編の改革です。中央の政治行政を「官僚主導から政治主導へ」と変革することが目指され、国民の代表である国会の意義を高めるための政治主導が高らかに謳われ、その一環として、省庁を大きくくり再編し、各省を「実施の場」として位置づけ、その一段上に「知恵の場」としての内閣府を設置し、内閣・内閣総理大臣・内閣官房を補佐・支援する体制を構築し、もっと内閣の権限を拡大し、もっともっと内閣総理大臣の権限を拡大する仕組みを作ろうということになりました。そのときから徐々に徐々に、内閣、内閣官房、内閣総理大臣の権限が拡大され、そして内閣府という新しい府が設置され、そのような形で「政治主導」を目指すんだということになりました。したがって、それから20年余りが経過して、法制度的にも、実際にも、強い内閣・内閣総理大臣が実現しているということになっているのです。

この世紀末の行政改革の後にも、内閣には内閣人事局が設置され、500～600人と言われる高級官僚の人事を一手に握ることになりました。これによって、官僚は、内閣総理大臣あるいは内閣官房長官に頭が上がらなくなってしまったわけです。さらに、これに追い打ちをかけるように、2015年には内閣の重要政策を補佐するためという事で、内閣府は設置当初からですが、各省も直接内閣あるいは内閣官房を補佐するといった体制が確立しました。いわゆる「内閣補助任務・内閣補助事務」の法制化です。国家行政組織法や各省設置法はみごとに「改正」され、これでもって内閣・内閣総理大臣・内閣官房の権限が格段に強化され、「内閣補助事務」（私は、「特定内閣事務補助事務」と呼称）をつかさどるかぎりにおいては、あたかも内閣の「指揮監督」下に置かれる行政組織になってしまいました。

したがって、安倍晋三総理が長期にわたって強い権限を有したのも偶然ではなく、このような制度改革の「成果」なのです。その前の小泉純一郎総理なんかも、たしかに彼の個性もあったかもしれませんが、内閣総理大臣を支えるこのような制度があって、「政治主導」といわれる政策が実現可能となったのです。これは、私の法律家としての評価なんだけれども、この結果、安倍総理も菅総理も、このような制度を最大限「活用」し、否、さらに制度の枠組みを意図的に超えて、国会の立法権を侵食し、あた

かも自分が立法権までも支配していると勘違いしているのではないかと思えてしまいます。安倍前総理の「議会については、私は立法府の長であります。」との国会答弁(2016年5月16日衆議院予算委員会)は、単なる言い間違いではなく、本音が出てしまったのです。この問題は、統治機構を揺るがす大問題です。みんなで考えたいものです。

カール・シュミットが言う「例外状態」と日本の今

かつてカール・シュミットというドイツのナチス時代の桂冠学者と言われた国法学者が、「大統領」は、国家の「例外状態」(緊急事態)には、憲法や法律に縛られない「特別立法者」として立ち現れ、自らの権限で国家を動かすことができるんだといったちょっと怖いことを言っていたんですが、最近の内閣総理大臣は、あたかもそのような「特別立法者」の気分になっているのではないかと危惧します。しかもそれは、カール・シュミットが言うような「例外状態」(緊急事態)ではなくて、学術会議の会員任命のように、通常事態にかかわらず、憲法や法律の定めを逸脱する権限行使をしており、一層危険です。

誤解を恐れず言ってしまうと、新型コロナウイルス感染症がまん延し、人々の命が奪われ健康が犯されるといったパンデミックの「例外状態」(緊急事態)であったなら、まだ、内閣総理大臣がすでに述べたような新型インフルエンザ感染症等対策特別措置法で定められている権限を大に行使する、あるいは法が定めた権限をちょっと越えてでも国民のために何かをしたいというなら話は分からないわけでもないんだけど(これも違法は違法ですが)、まったく何も緊急にやる必然性がないにもかかわらず、法律で決まっている内容や手続について、突然、前例踏襲はしないと聞いた理由で、味噌も糞も一緒にして(下品な表現でごめんなさい)、まっとうな制度まで反故にするというのは納得できません。これは、菅総理は、もう自分が「特別立法者」あるいは「大統領」にでもなった錯覚に陥っているとしか言いようがありません。立憲主義、法治主義あるいは民主主義の危機が進行しています。

おわりに

さて、もう時間です。やっぱり2つのテーマをやるのは無理だったなと反省しています。最後に私なりのまとめをしておきたいと思います。

1. 内閣総理大臣は主権者ではない！

さきほど、カール・シュミットの「例外状態」（緊急事態）ということにふれました。カール・シュミットは、国と国とが生死を懸けて戦うとか、人と人とが生死を賭して戦わねばならないような、そういう状態のことを「Ausnahmezustand（例外状態）」というように定義しました。そして、この「例外状態」にあることについて、あるいは「例外状態」において、決断を下すものこそが「主権者」であるとも言い放っていました（同著『政治神学』）。これは、下手をすると、憲法も法律もぶっ飛んでしまう、法治国論・民主主義論も無にしてしまう理論になりかねないものです。しかし、そのシュミットにおいてすら、あくまでも「例外状態」を前提とした議論です。しかし、菅総理の学術会議会員任命について、日本学術会議法の制度趣旨を覆す判断は、何も「例外状態」（緊急状態）においてではありません。内閣および内閣総理大臣が趣旨説明した法律を、「主権者」でもない内閣総理大臣が、自ら破っているのです。これは、まさに国会の立法権を侵食する行為であり、内閣総理大臣による行政権の拡大あるいは執政権の拡大を図る違憲・違法な行為です。このような法治国の破れを許してはなりません。

2. ジョルジュ・アガンベンの詰問

ジョルジュ・アガンベンというイタリアの哲学者は、『例外状態』という著書の冒頭のところで、「なぜあなたがた法学者はあなたがたの職務について黙して語らないのですか？」（上村忠男・中村勝己訳『例外状態』（2007年、未来社）6頁）と問うています。私たち法学者に対する厳しい詰問です。今日お話をした政府のコロナ対策の問題にしる、日本学術会議の会員任命の問題にしる、内閣・内閣総理大臣がいかに法を逸脱・濫用した行為をしているか、まっとうな法学者であれば、一目瞭然のはずです。それでも大半の法学者は黙して語りません。国民は国民で、自分たちの生命や健康よりもあたかもオリンピック・パラリンピックの開催が優先されているかのような政策や措置が取られているにかかわらず、黙して語りません。私には内閣・内閣総理大臣が法治主義・法治国家の理論と制度をないがしろにして暴走しているようにみえますが、ほとんどの人々が黙して語らない状態です。国民が政府に自発的に隷従しているようにみえます。ですから、アガンベンに責められても仕方がないような状態にあると思います。どのように答えたらいいのでしょうか。

3. 樋口陽一の「答え」——「怒り」と「憤慨」の真の矛先

これに対する「答え」のひとつが、著名な憲法学者・樋口陽一先生の「『危機』への知の対応」(奥平康弘・樋口編著『危機の憲法学』(2013年, 弘文堂)の第1章)という論文の中で見出せます。以下のようなようです。21世紀の危機は、人々の幻滅と失望の中で漂流する形をとります。この状況に対して、かつてのレジスタンスの闘士・ステファヌ・エセルの冊子『いきどおれ』の一節を引用し、「怒ること」「憤慨すること」の重要性を指摘しています。ただ、「怒り」と「憤慨」の矛先は危機の本体だけではなく、危機の切迫する中での苛立ちと不安、それを煽り回収しようとする企てにも向けられなければならない。なぜなら、苛立ちのぶつけ合いを煽り、手をつなぐべき相手の足をひっぱりあうこととなる兆候が、「危機」を一層無惨なものにしようとしているからだといふのです。私たちは、今、政権までもが、危機の切迫をでっち上げる危機の時代にあります。そこで、私たちの苛立ちと不安を煽り、自分たちの支配のためにこれを回収しようとしている者たちがいったい誰なのか、いったい何かを的確に見極め、これに対してまっとうな「怒り」と「憤慨」を向けなければならないのです。このことがアガンベンの真摯な問いに答える有力な方途であるのではないのでしょうか。

4. ホルガー・シュパマンの警句

もう時間が過ぎていきますので終わりますが、私はドイツに比較的長く滞在したこともあって、比較法の対象もドイツ行政法・地方自治法・警察法です。最近、コロナ対策に係る文献で、ハーバード大学のホルガー・シュパマンという方の「前例のない自由の侵害は前例のない透明性を必要とする」という論文にふれました(早稲田大学の水島朝穂さんのHPでの紹介をきっかけにして読みました)。私は、「新型コロナウイルス感染症対策が前例のない人権侵害を伴うものであるならば、前例のない透明性を確保することが不可欠である」というところが最も重要な点だと読みました。日本でも、基本的な人権の保障だとか、行政手続の透明性の確保・向上とかは、よく言われるところです。ところが、コロナ対策・措置ひとつとりあげても、法治主義の形骸化は甚だしいのが現実です。そもそも政府の政策決定過程が不透明で、国民が信じることができる対策が講じられているように見えないのです。シュパマンがいうように、コロナ対策が「前例のない自由の侵害」を不可欠とするならば、それに対しては、「前例のない透明性」が不可欠なのです。政府は、特措法が定める「基本的対処方針」をろくに改定もせず、当該行政関係担当部課の「事務連絡」ですべて済ませ、地方は地方で、若干の例外

はあれ、大半の都道府県・市町村はひたすら自発的に隷従するだけです。これで私たち国民・住民の生命と健康あるいは国民・住民の生活・経済を守るのでしょうか。

5. アンゲラ・メルケル首相「私たちが民主主義だ」

ほんとに最後にもうひとつだけです。ドイツの連邦首相のアンゲラ・メルケルが、新型コロナウイルスのまん延が始まったとみえたときの国民に向けたテレビ演説が秀逸です。実際のテレビの演説をYoutubeで視聴しました。次のようなことを言っているんですね。「新型コロナウイルスとの戦いは、政治的意思決定を透明化し、説明し、その行為を根拠づけ、対話する開かれた民主主義の問題だ」というふうに言っているんです。「それは、すなわち国民全部の問題なんだ」というふうに言っていました。メルケル首相は、一人ひとりの人間をしっかりと捉えて、その個々の人間の生命と生活の集合体、その集まりとして共同体、ゲマインシャフト (Gemeinschaft) を捉える視点がはっきりしているんです。常にペーパーだけを見て、下を向いて読み上げている日本の総理とはえらい違いだと感じざるを得ませんでした。

彼女の言葉の中で最も素晴らしいと思ったのは、「私たちが民主主義だ」というふうに言い切ったことです。「Wir sind eine Demokratie」と言うんですが、完全字句直訳すると「私たちはひとつの民主主義である」ということになりますが、それだときこちないので、「私たちが民主主義だ」というふうに訳してみました。つまり、私たちは、誰からも強制されるのではなく、自分たちで知識を共有し協働することで生きているんだ。そのことが私たちの歴史的任務であって、共同して果たすべき任務であるというふうに言い切っているわけです。ドイツ基本法 (憲法に相当) は、第1条「人間の尊厳の保障」から始まります。日本国憲法は、象徴天皇制から始まります。その違いが如実に表れているのかなとも思いますが、個人的にはメルケルが言う「私たちが民主主義だ」と言える社会、人々の連帯と社会的絆の基礎を築き上げて、その上に立つ日本国でありたいなというふうに思っています。

以上で一応私からのお話は終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。